

有機農業を推進し持続可能性を高める

農林水産省は「みどりの食料システム戦略」で、2050年までに有機農業の取組面積を全耕地面積の25%、100万^{ヘクタール}にする目標を掲げた。野心的な目標をどのように実現するのか。先進的なモデルである「オーガニックビレッジ」の創設など、その道筋を政策担当者が示す。

有機農業の面積を100万^{ヘクタール}に

農業生産活動は、自然界における生物を介する物質の循環に依存しており、循環を促進する自然循環機能を持っています。

食料・農業・農村基本法では「農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、（中略）農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。」（同法4条）とされています。

また、「国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。」（同法32条）とされています。

農林水産省ではこれまでも、化学農薬および化学肥料の適正使用の基準などを定めるとともに、地力の増進を図り化学農薬や化学肥料の使用量を低減していく取組を進めることで、農業生産に伴う環境負荷を軽減し、農業の自然循環機能の維持増進を図り、農業の持続的な発展を推進してきました。

特に有機農業については、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされています。また、近年、有機農業が生物多様性の保全や地球温暖化防止などに高い効果を示すことが明らかにされており、その取組拡大は農業施策全体および農村におけるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献するものと考えられます。

近年、有機農法で生産される農産物やその加



農林水産省 農業環境対策課長

佐藤 夏人 SATO Natsuto

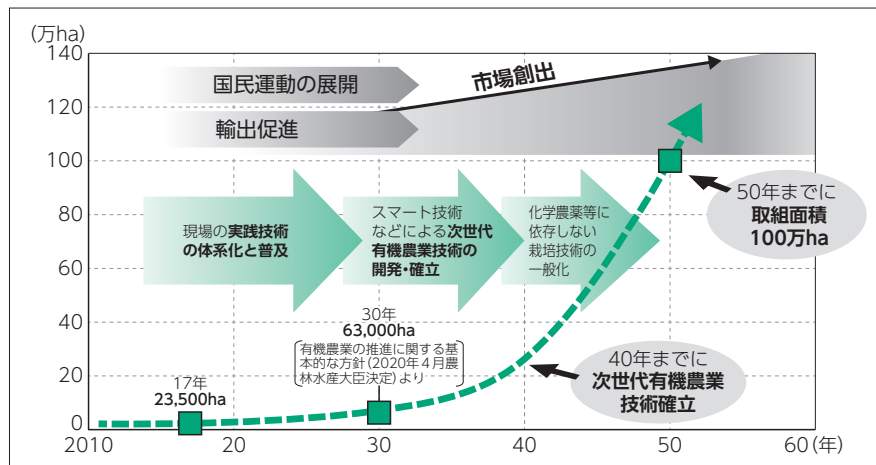
さとう なつと
1967年千葉県生まれ。東京大学大学院農学系研究科修士。93年農林水産省入省。政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室長、宮城県農政部長など歴任。2021年7月より農産局農産政策部農業環境対策課長。

工品の国内外の市場が拡大しており、国産の有機農産物を安定的に供給することは、需要に応じた生産供給や輸出拡大を図る農業施策上、重要となっています。

こうした中で、2020年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では、環境政策の推進の講ずべき施策の一つとして有機農業の推進が位置づけられ、同年4月、農林水産省は「有機農業の推進に関する基本的な方針」を改訂し、10年後である30年の国内外の有機食品に対する需要拡大を見通し、生産および消費の目標として、有機農業の取組面積を6万3000^{ヘクタール}まで拡大すること、週1回以上有機食品を利用する消費者の割合を25%まで高めることなどの目標を設定しました。

さらに、21年5月、食料・農林水産業の生産性

図1 2050年、取組面積100万haへ



資料：農林水産省

の向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として、農林水産省は「みどりの食料システム戦略」を策定しました。温室効果ガスの排出削減、化学農薬・化学肥料の低減、有機農業の面積拡大などについて、KPI（重要行政評価指標）を定めました。

このうち有機農業については、40年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう、「次世代有機農業に関する技術」

の確立を進めることとしています。そして、50年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積を全体の25%、100万haに拡大することをめざしています（図1）。

有機農業拡大に向けた取り組み

世界全体を見ると2009年から18年までの10年間で、有機農産物の市場規模が倍増すると同時に、有機農業に取り組む面積も倍増しています。特に、永年牧草地での拡大が顕著です。また、欧米諸国向けを中心に、日本からの有機食品の輸出量も年々増加する傾向にあります。さらに、こうした有機農産物の需要が拡大する中で、一般のスーパーマーケットなどでも取り扱いが増えるなど、多様な販路が生まれつつあります。

一方、日本における有機農業の取組面積は、18年現在、約2万3700haと推計されています。これは全耕地面積の0.5%に当たります（6頁、図2）。

耕地種類別の取り組みについて、有機JAS認証を取得している農地について見ると、約半分が普通畑、田が約4分の1、残りが茶畑や牧草地となっています。特に近年、輸出が進められている茶畑での取り組みが大きく拡大しているのが特徴です。

有機食品の市場規模は、09年に1300億円であったものが17年には1850億円と、8年間で約4割拡大したと推計されています。

有機農業者の状況については、特に、農業への

新規参入者のうち、2～3割の方が有機農業に取り組んでいる状況が見られます。また、地域として有機農業に取り組む産地も増えつつあり、多様な生産者や産地が見られるようになってきました。

このように、日本における有機農業の取り組みや消費は増加しているものの、現時点においては、それらの取り組みは限定的であると言わざるを得ません。このため、今後は、いかに、生産から流通、消費に至るまで多くの関係者を巻き込み、各種取組のすそ野を広げ、定着させていくかが課題であると考えています。

農林水産省では現在、有機農業の取り組みをさらに拡大するため、「有機農業の推進に関する基本方針」や「みどりの食料システム戦略」などの各種方針・施策に基づき、①有機農業に取り組む人材の育成、②有機農業の産地づくり、③流通・加工・小売事業者などと連携した取組によるバリューチェーンの構築、④消費者の理解確保と国産有機食品に対する需要の喚起、⑤技術の開発と普及の促進、を図ることとしています。

「①有機農業に取り組む人材の育成」については、2020年度から「有機農業新規参入者技術習得支援事業」で、新たに有機農業に取り組む農業者に対して、有機JAS認証の取得に必要な知識や経験を学ぶ支援を進めています。また、農業者の組織する団体が有機農業などに取り組む場合、その掛り増し経費を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」があります。金額は、10ha当たり1万2000円です。さらに、

都道府県が有機農業指導員を育成する取組にも支援しています。

「②有機農業の産地づくり」では、拠点的な産地づくりを進めるため、栽培や経営に関する技術研修会の開催、産地への需要者の招へい、学校給食関係者との打ち合わせを含む新たな販路確保に向けた取り組みを支援しています。特に有機農業を生かして地域振興につなげている市町村などの情報交換の場として「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を立ち上げ、約50の県・市・町（2021年11月時点）が参画して、地方自治体間での有機農業の取組推進についての情報共有を図っています。

「③流通・加工・小売事業者などと連携した取組によるバリューチェーンの構築」や「④消費者の理解確保と国産有機食品に対する需要の喚起」では、国産有機食品を応援してくれる小売業者や飲食サービス事業者のプラットフォームとして「国産有機サポーターズ」を立ち上げたところ、80社以上の事業者（2021年11月時点）が参画しています。各事業者には国産有機食品の取り扱いの拡大、各種イベントでの情報発信を通じた国産有機食品の需要喚起が進められています。

「⑤技術開発と普及の促進」では、農研機構において、複数の品目について有機農業の実践現場における事例と研究成果を取りまとめるとともに、機械除草技術を中心とした水稻有機栽培技術マニュアルの作成など、現場に即した有機農業の技術研究を進めています。今後も引き続き、こうした研究成果を現場の実践に役立て

取り組みの横展開を推進していくこととしています。

オーガニックビレッジを創設

今後、さらに拡大する市場ニーズに応えつつ、有機農業のさらなる取組拡大を図るには、これまでの農業者個々の取り組みに加え、より強固な基盤の上で生産・流通が可能となるよう、地域ぐるみで有機農業の推進を図っていくことが必要です。このため、地方自治体が主導し、地域内外の関係者と一丸となって、生産から流通・消費に至るまで、一貫した取り組みを実践する先進的なモデルとなる「オーガニックビレッジ」を創設し、各種取組を展開していくこととしています。

具体的には、まず、生産者、実需者、流通事業者、地域内外の住民など、多様な関係者が参画する組織づくりを進めます。そして、地域の情勢に応じて、一体的な取り組みに向けた計画を策定、オーガニックビレッジの創設を全国に発信（オーガニックビレッジ宣言）してもらいます。

次の生産段階では、産地に適した栽培技術の改良と体系化、その普及による栽培技術の統一化、有機生産圃場の団地化、指導体制の構築などを進めます。

加工・流通・消費段階では、食農・環境教育と合わせた学校給食での利用促進、直売所や地元スーパーでの地産地消、産地と都市をつなぐ産消連携による安定的な販売網の確保を図ります。そして、流通の合理化・効率化や、ニーズに応じた加工品の開発を進めるなど、さまざまな取り

組みを推進していきます。

さらに、技術・研究開発として、新品種開発、生物農薬、除草ロボット、スマート施肥システムなど、有機農業を取り組みやすくするさまざまなイノベーションを順次創出し、2040年までに農業者の多くが有機農業に取り組むことができる次世代有機農業技術を確立していくこととしています。

これらの取り組みを通じ、さらなる市場創出と合わせ、農業者が経営の一つとして有機農業に取り組むことができる環境をつくることで、50年までに「耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%（100万ヘクタール）とすることをめざします。

持続的な農法への転換を進める

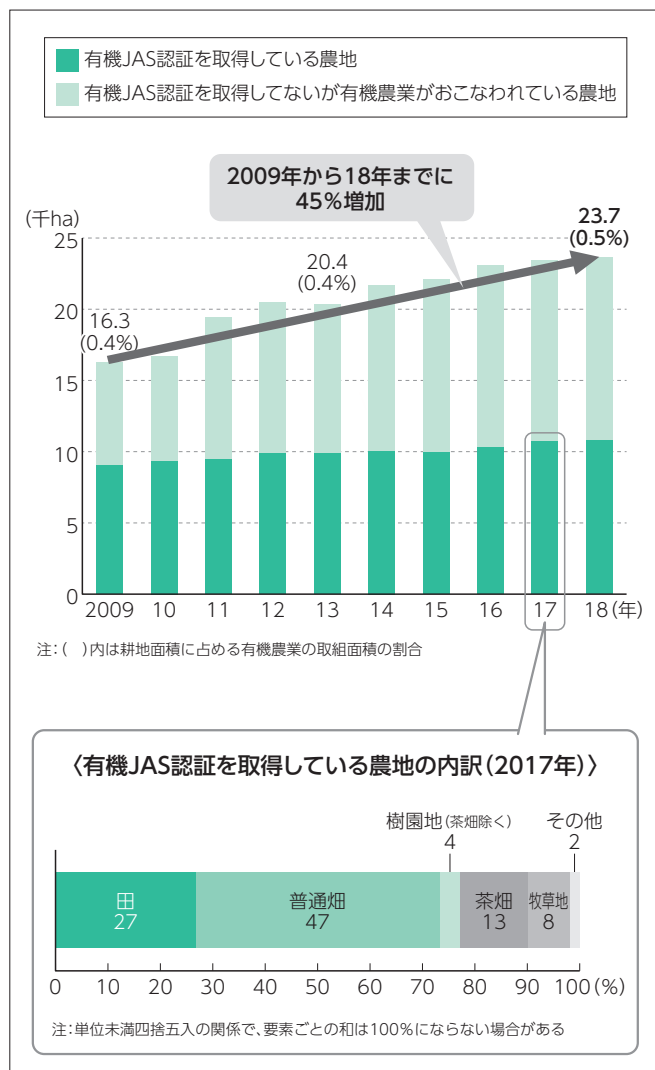
有機農業を進める中で、関係者の取り組みのすそ野を広げるためには、持続的な農法への転換が重要です。

このため、「みどりの食料システム戦略」として、食料・農林水産業の生産性の向上と持続性の両立についてイノベーションをすすめる、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針を打ち出しました。農林水産省では、環境負荷を軽減し、持続可能な農業生産を実現するため、有機農業の推進と合せて、次のような取り組みを進めています。

まず、土づくりの推進です。

日本では、堆肥の低投入や化学肥料の多投入により、各地で地力の低下や土壌バランスの悪化による生産への影響が懸念されています。例

図2 日本の有機農業取組面積の推移



資料: 農林水産省

えば、水田への堆肥の投入量は減少傾向にあり、約30年間に3分の1まで減少しています。このため、収量の低下や品質の劣化が進んでいる地域もあります。そこで土壌本来の力を利用し、農作物の健全な育成による生産性の向上を図るとともに、環境負荷の低い農業を実現するため、土壌分析に基づく施肥の徹底、土づくりの実践のための指導・助言体制の構築などの体制づくり、地域における未利用資源の積極的な活用やペレット堆肥の利用促進体制の整備などを進めることとしています。

次に、栽培体系のグリーン化です。農業生産現場においては、過剰施肥による生産コストの増加や農作物の健全な生育への悪影響、化学農薬への過度な依存による難防除被害

虫の発生など、農業生産の持続性が脅かされる事態が発生しており、これら資材の適正な利用が求められています。

また、近年、国内外でプラスチック資源循環のあり方や海洋プラスチック問題に注目が集まっています。農業分野においても、引き続き、廃プラスチックの排出抑制と適正処理を徹底するとともに、生分解性マルチや中長期耐性フィルムの使用を進めることが重要となっています。

さらに、温室効果ガスの排出削減については、水田、家畜の消化管内発酵によるメタンの排出や、施設園芸における化石燃料の使用によるCO₂の排出など、その一定量は農業分野に由来しています。農業分野から排出される温室効果ガスの削減に向けて、削減技術の開発や化石燃料

からの脱却などを推進する必要があります。

これら環境負荷の低減を図り、持続可能な農業生産を維持・発展させるためには、まず、現行の栽培暦や施肥基準などの慣行基準について点検し見直して、グリーンな栽培暦への転換を推進していくこととしています。また、体系化に向けて導入技術を実証し、計画的な普及を図るとともに、栽培体系のグリーン化による成果の見える化や農産物のブランド化など、消費者の理解と行動変容につながる取り組みを進めていく必要があります。

生産力向上と持続性の両立

わが国の食料・農林水産業は、地球温暖化に伴う大規模な自然災害や、生産者の減少などによる生産基盤のせい弱化、新型コロナウイルスを契機とした生産・消費の変化など、さまざまな政策課題に直面しています。そうした中で、生産力向上と持続性を両立させることがこれまでに以上に重要となっています。

有機農業をはじめとする環境の負荷を低減するグリーンな生産体系を構築し、展開することとは、生産力の向上を図りながら持続的な農業生産を実現するための取り組みの一つとして、今後その重要性はますます高くなっていきます。これらの取り組みは、現時点において、決して十分だといえないかもしれませんが、生産から加工・流通・消費者の関係者をはじめ、各種研究機関、地方公共団体などの関係者と連携し、わが国の食料・農林水産業の発展に貢献していきたいと考えています。